

## 南砺市ブラッシュアップ農業導入促進重点事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、南砺市ブラッシュアップ農業導入促進重点事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者等 地域農業の担い手として南砺市が認定した認定農業者又は認定新規就農者をいう。
- (2) 集落営農組織 市内に存する単一又は複数の集落を単位として、複数の世帯を構成員とし、集落の合意の上で設立された組織であって、生産工程の全部又は一部について共同で営農に取り組む集落営農法人又は任意組織をいう。
- (3) 土壌診断 農地の土壌成分を分析し、必要な施肥内容等について診断（施肥設計を含む。）を行うものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、農業の持続的な維持、発展に向けた農業現場のブラッシュアップを目的に、農作業における省力化技術の導入や土壌診断による健全な土づくりを推進するため、農業者又は農業組織等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の種類、要件等)

第4条 補助金の種類、趣旨、補助金の額、補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）及び補助金の交付の申請方法は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定の適用を受ける者、暴力団等の反社会的勢力である者、反社会的勢力との関係を有する者、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている者及びこれに類すると認められる者を除く。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）

から前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、南砺市ブラッシュアップ農業導入促進重点事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 前条に規定する補助金交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事業が完了したときは、当該完了の日から遅滞なく南砺市ブラッシュアップ農業導入促進重点事業実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、別表に規定する草刈り・水管理労力等軽減事業にかかる実績報告を行うときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）整備した補助対象機械等の金額等の分かる書類（納品書、納入写真及び領収書等の写し）

（2）その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、南砺市ブラッシュアップ農業導入促進重点事業補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付決定等の特例）

第8条 前3条の規定にかかわらず、別表に規定する健全な土づくり推進事業にかかる申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、南砺市ブラッシュアップ農業導入促進重点事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助金の請求は、南砺市ブラッシュアップ農業導入促進重点事業補助金請求書（様式第7号）による。

（補助金の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときその他規則第16条に該当するときは、当該者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

（1）草刈り・水管理労力等軽減事業

<p>趣旨及び補助金の額</p>	<p><b>【趣旨】</b></p> <p>草刈り・水管理作業等における労力の軽減を目的に、下記補助対象機械等の整備にかかる費用（以下「補助対象整備等経費」という）の一部を助成するもの</p> <p>[補助対象機械等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模草刈機（ウイングモア、スパイダーモア等、ただし、刈払機及びトラクターに装着する付属品は除く）</li> <li>・水管理システム（水位センサー、給水ゲート等）</li> <li>・育苗ハウス温度管理システム</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul> <p><b>【補助金の額】</b></p> <p>補助対象整備等経費に2分の1を乗じて得た額以内で市長が定める額（上限200千円／補助対象者）</p> <p>同一の補助対象者に対し同一年度当たり1回限りの交付とする。ただし、通算して上記の補助金上限額に達するまで交付を受けることができるものとする。</p>
<p>補助対象者</p>	<p>認定農業者等及び集落営農組織</p> <p>ただし、市内に住所を有すること（法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所を市内に有すること）</p>
<p>補助金の交付の申請方法</p>	<p>申請者は、南砺市ブラッシュアップ農業導入促進重点事業補助金（草刈り・水管理労力等軽減事業）交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備する補助対象機械等の金額の分かる資料（見積書）</li> <li>・市税完納証明書（納税の実績がある場合）</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

（2）健全な土づくり推進事業

<p>趣旨及び補助金の額</p>	<p><b>【趣旨】</b></p> <p>各農地に適した施肥とともに、化学肥料・農薬の低減を実現</p>
------------------	-------------------------------------------------------

	<p>し、健全な土づくりを推進するため、土壌診断にかかる費用（以下「補助対象診断等経費」という）の一部を助成するもの</p> <p>ただし、下記の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌診断を実施する農地は、市内の農地に限る</li> <li>・土壌診断の内容は、水稲作の場合は可給態窒素又はpH（水素イオン指数）、畑作の場合はEC（電気伝導度）が分析診断されていること</li> </ul> <p><b>【補助金の額】</b></p> <p>補助対象診断等経費に2分の1を乗じて得た額以内で市長が定める額（上限6千円／区画かつ上限30千円（各年度当たり最大5区画）／補助対象者）</p> <p>同一の補助対象者に対し各年度当たり1回限りの交付とする。</p>
補助対象者	<p>認定農業者等及び集落営農組織</p> <p>ただし、市内に住所を有すること（法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所を市内に有すること）</p>
補助金の交付の申請方法	<p>申請者は、南砺市ブラッシュアップ農業導入促進重点事業補助金（健全な土づくり推進事業）交付申請書（様式第2号）に次の書類を添えて市長に提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施した土壌診断の金額等の分かる書類（診断結果の分かる書類及び領収書等の写し）</li> <li>・市税完納証明書（納税の実績がある場合）</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul>